

奈良県告示第百八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和七年六月十七日

奈良県知事 山下 真

一 徴収を委託した歳入

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館が発行する図録の売払代金

二 受託者の名称及び所在地

名称 一般財団法人橿原考古文化財団

所在地 橿原市畝傍町五〇番地の二 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館内

三 委託事務の取扱期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで